

### Ⅲ 砂糖関係業務

#### 1 輸入指定糖関係各種指標

##### (1) 指定糖調整率及び二次調整金

平成24砂糖年度に適用される砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下、「価格調整法」という。）第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、平成24年9月28日に次のように告示された。

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき 26,417円（26,417円）

注：（ ）内は平成23砂糖年度の数値である。

##### (2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条及び同法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表17）

$$\begin{array}{|l} \text{平均輸入価格} \\ \hline \text{適用期間の初日前10} \\ \text{日から遡って過去90} \\ \text{日間のNY粗糖先物} \\ \text{価格の平均額} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{産地} \rightarrow \text{日本} \\ \text{運賃、保険料、糖度調} \\ \text{整、輸入諸掛り、プレ} \\ \text{ミアム等} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{平均輸入価格} \end{array}$$

- ・適用期間 平成24年4月1日から6月30日まで  
1,000キログラムにつき 52,990円（平成24年3月29日告示）
- ・適用期間 平成24年7月1日から9月30日まで  
1,000キログラムにつき 48,650円（平成24年6月28日告示）
- ・適用期間 平成24年10月1日から12月31日まで  
1,000キログラムにつき 49,220円（平成24年9月28日告示）
- ・適用期間 平成25年1月1日から3月31日まで  
1,000キログラムにつき 47,060円（平成24年12月28日告示）

##### (3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて3か月ごとに算定された。

##### (4) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、次のように告示された。

- ・適用期間 平成24年4月1日から6月30日まで  
1,000キログラムにつき 0円（平成24年3月29日告示）
- ・適用期間 平成24年7月1日から9月30日まで  
1,000キログラムにつき 0円（平成24年6月28日告示）

- ・適用期間 平成24年10月1日から12月31日まで  
1,000キログラムにつき 0円（平成24年9月28日告示）
- ・適用期間 平成25年1月1日から3月31日まで  
1,000キログラムにつき 0円（平成24年12月28日告示）

表17 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

年	区分 四半期	NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
平成24年	4～6月	24.47	43,153	52,990	37,078	0	37,078	90,068
	7～9月	21.48	38,583	48,650	38,684	0	38,684	87,334
	10～12月	21.07	37,055	49,220	38,473	0	38,473	87,693
平成25年	1～3月	19.69	35,352	47,060	39,272	0	39,272	86,332

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、24年4～9月（平成23砂糖年度）は26,417円、24年10～25年3月（平成24砂糖年度）は26,417円が二次調整金分として加算される。

## 2 異性化糖関係各種指標

### (1) 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

平成24砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、平成24年9月28日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき171,633円（170,751円）
- ・異性化糖調整率 100分の15.06（100分の15.00）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき503円（490円）

注：（ ）内は平成23砂糖年度の数値である。

### (2) 機構買入価格（平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条及び同法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表18）

- ・適用期間 平成24年4月1日から6月30日まで  
1,000キログラムにつき123,438円（平成24年3月29日告示）
- ・適用期間 平成24年7月1日から9月30日まで  
1,000キログラムにつき121,821円（平成24年6月28日告示）
- ・適用期間 平成24年10月1日から12月31日まで  
1,000キログラムにつき131,303円（平成24年9月28日告示）

- ・適用期間 平成25年1月1日から3月31日まで  
1,000キログラムにつき131,408円（平成24年12月28日告示）

(3) 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を同法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表18）

- ・適用期間 平成24年4月1日から6月30日まで  
1,000キログラムにつき113,085円（平成24年3月29日告示）
- ・適用期間 平成24年7月1日から9月30日まで  
1,000キログラムにつき110,607円（平成24年6月28日告示）
- ・適用期間 平成24年10月1日から12月31日まで  
1,000キログラムにつき112,172円（平成24年9月28日告示）
- ・適用期間 平成25年1月1日から3月31日まで  
1,000キログラムにつき110,985円（平成24年12月28日告示）

表18 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度・期間		区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平成 24 事業 年度	平成 23 砂糖 年度	平成24年4～6月	123,438	—	—	113,085
		7～9月	121,821	—	—	110,607
	平成 24 砂糖 年度	10～12月	131,303	—	—	112,172
		平成25年1～3月	131,408	—	—	110,985

注1：価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

2：平成24事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。

3：法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。

平成24年4～9月…490円、平成24年10月～平成25年3月…503円

(4) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国

内産異性化糖にあってはその移出の時に、輸入異性化糖にあってはその輸出申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、価格調整法第11条第1項ただし書きの規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、平成24事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

### 3 輸入指定糖に関する業務

#### (1) 概要

平成24事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた。

##### ア 粗糖の売買

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は137万3748トン(952件)、売買差額は554億5113万円、条件付きのものの売買契約数量は5,687トン(121件)であった。

##### イ 粗糖以外の売買

粗糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は1万2414トン(1,115件)、売買差額は4億5134万3千円、条件付きのものの売買契約数量は2,362トン(13件)であった。

#### (2) 売買契約実績

##### ア 粗糖

(単位：キログラム・円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	売買差額(調整金)
平成24年4月	94	117,774,654	12	539,748	82	117,234,906	4,346,835,846
5月	85	128,882,838	7	524,831	78	128,358,007	4,759,258,185
6月	103	137,821,077	8	239,950	95	137,581,127	5,700,876,228
7月	107	164,991,452	12	567,213	95	164,424,239	6,418,704,656
8月	66	95,827,702	9	369,185	57	95,458,517	3,713,856,685
9月	96	104,465,583	9	545,095	87	103,920,488	4,617,063,124
10月	102	141,553,996	15	483,371	87	141,070,625	5,427,417,850
11月	78	131,385,880	10	552,457	68	130,833,423	5,033,554,283
12月	95	113,328,418	10	648,601	85	112,679,817	5,243,865,661
平成25年1月	83	95,205,525	9	286,214	74	94,919,311	3,806,968,474
2月	71	67,517,621	12	527,858	59	66,989,763	2,723,843,445
3月	93	80,680,123	8	402,305	85	80,277,818	3,658,885,592
合 計	1,073	1,379,434,869	121	5,686,828	952	1,373,748,041	55,451,130,029

イ 粗糖以外

(単位:キログラム・円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成24年 4月	101	1,453,207	1	216,081	100	1,237,126	36,896,101
5月	88	797,668	1	216,126	87	581,542	22,124,241
6月	75	929,382	1	216,126	74	713,256	26,427,436
7月	92	1,193,863	1	216,018	91	977,845	25,820,621
8月	101	1,076,598	1	216,369	100	860,229	30,796,311
9月	76	1,100,974	2	432,693	74	668,281	24,419,413
10月	114	949,056	2	288,408	112	660,648	23,245,844
11月	115	724,421	0	0	115	724,421	28,330,772
12月	95	589,294	0	0	95	589,294	22,831,181
平成25年 1月	88	3,887,379	1	216,522	87	3,670,857	148,453,977
2月	100	1,431,673	3	343,164	97	1,088,509	35,594,829
3月	83	641,543	0	0	83	641,543	26,401,913
合 計	1,128	14,775,058	13	2,361,507	1,115	12,413,551	451,342,639

4 異性化糖に関する業務

(1) 概要

平成24事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。